

〔食事サービスに関する事項〕

当院は入院時食事療養費に関する特別管理により
お食事の提供をさせていただきます。

○管理栄養士による適切な栄養管理の実施

療養のための食事は管理栄養士の管理の下、患者様の疾病・病状・年齢等に合わせ、適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

○配膳について

食堂またはホールにてお食事をしていただきます。
食事は適時、適温で提供致しております。

【朝食】8:00 【昼食】12:00 【夕食】18:00

○選択メニューについて

患者様に対して提示したメニューからお好みの食事を選択し召し上がって
いただける「選択メニュー」を取り入れております。
(選択メニューには特別な料金はいただいておりません)

○入院時食事療養費の標準負担額

健康保険法等の規定に基づき、1食あたり 510円 をご負担いただきます。
※住民税非課税の方、指定難病等の例外はこの限りではございません。

